

用語集

(関係法令)

法 : バリアフリー法

令 : バリアフリー法施行令

バリアフリー条例 : 東京都建築物バリアフリー条例

福まち条例 : 東京都福祉のまちづくり条例

あ行

移動等円滑化(法第 2 条)

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

移動等円滑化経路(令第 18 条)

移動等円滑化の措置がとられた次の経路のこと。

- ①道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から利用居室までの経路
- ②利用居室から車いす使用者便房までの経路
- ③車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路
- ④公共用歩廊で、一方の側の道等から他方の側の道等までの経路

移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)(法第 25 条)

重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のことであり、区市町村が基本方針に基づいて策定する。生活関連施設及び生活関連経路、並びにこれらの移動等円滑化に関する事項などが定められる。

オストメイト対応の水洗器具(令第 14 条)

オストメイト（人口肛門・人口膀胱造設者）が排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄するための器具をいう。オストメイトは便や尿が自分の意思とは関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要がある。

か行

基本方針(法第 3 条)

主務大臣は、バリアフリー化に関する政策の基本的考え方・目標、関係者が取り組むべき施策についての基本的な方向を示すため、移動等円滑化の意義及び目標、区市町村が策定する移動等円滑化基本構想の指針となるべき事項などを定める。

建築物特定施設(令第6条)

出入口

廊下

階段

傾斜路

エレベーター

便所

ホテル又は旅館の客室

敷地内の通路、駐車場

劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席

浴室又はシャワー室

建築物バリアフリー条例

正式名称は、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」という。東京都は、平成 18 年のバリアフリー法の施行に伴ってハートビル条例を改正し、本条例を制定している。

建築主等(法第 2 条 14 号)

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

建築基準関係規定(法第 14 条)

建築基準法及びこれに基づく命令、条例の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令の規定であって、建築基準法施行令第 9 条に定めるものをいう。建築物移動等円滑化基準は建築基準関係規定とみなされ、建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認申請時にその適合性を確認する。

建築物移動等円滑化基準

「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準」(バリアフリー法施行令)及び東京都が制定する「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(建築物バリアフリー条例)をいい、バリアフリー化が義務付けられる特別特定建築物とその整備内容等を定めている。

建築物移動等円滑化誘導基準

「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」をいい、より望ましいバリアフリー化の内容を定めたものであり、バリアフリー法第 17 条の認定に係る整備基準である。

建築物特定事業(法第 35 条)

区市町村が策定する移動等円滑化基本構想に即して、既存の特別特定建築物のバリアフ

リー化や既存の特定建築物を活用した生活関連経路の形成を図ることを目的として実施する事業。

高齢者、障害者等(法第 2 条 1 号)

高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。平成 18 年制定のバリアフリー法では、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む、すべての障害者を対象としている。

心のバリアフリー(法第 5 条)

バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求めること。

さ行

視覚障害者移動等円滑化経路(令第 21 条)

不特定かつ多数、又は主として視覚障害者が利用する道等から案内設備まで経路のことであり、視覚障害者の円滑な利用のため、視覚障害者誘導用ブロックを設ける。

視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック、線状ブロック)(令第 21 条)

視覚障害者の歩行移動の円滑化と安全確保のため、床面に設置する突起のあるブロック等のこと。歩行方向を案内することを目的とした「線状ブロック等」と、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告し、注意喚起の「点状ブロック等」がある。

重点整備地区(法第 25 条)

生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区。

所管行政庁(法第 2 条 20 号)

建築主事を置く特別区又は市の長をいう。ただし、特別区において延べ面積が 1 万㎡を超える建築物、前述以外の市町村については都知事をいう。

た行

特定建築物(法第 2 条 16 号、16 条、令第 4 条)

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、バリアフ

リー法施行令第 4 条に定めるもの。建築主等は、特定建築物を建築、修繕又は模様替えをしようとするときは、建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課せられる。

特別特定建築物(法第 2 条 17 号、14 条、令第 5 号)

病院、百貨店、官公署、福祉施設、飲食店その他不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、バリアフリー法施行令第 5 条及び建築物バリアフリー条例第 3 条に定める特定建築物をいう。バリアフリー法施行令及び建築物バリアフリー条例で定める規模以上の特別特定建築物は建築物移動等円滑化基準への適合義務が課せられる。

都市施設(福まち条例第 2 条)

病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設のことであり、所有者等は整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

特定都市施設(福まち条例第 17 条)

都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類および規模のものであり、これらの建築物を新築、増築、改築、用途変更、大規模修繕、大規模の模様替えをしようとする場合には整備基準の遵守義務が課せられ、区市町村への届出が必要である。

な行

認定特定建築物制度(法第 17 条)

建築物移動等円滑化誘導基準に適合する高度なバリアフリー化がなされた特定建築物について、所管行政庁が認定を行う制度。当該認定を受けると、容積率の緩和や税制上の特例措置が受けられるほか、認定マークの表示をすることができる。

は行

バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、あらゆる障壁を除去するという考え方。

バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、平成 18 年 12 月 20 日施行。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充し、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進している。

福祉のまちづくり条例

東京都は、平成 7 年 3 月に同条例を制定した。平成 21 年の改正により、基本理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとするとともに、整備基準への適合をこれまでの努力義務から遵守義務としている。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

利用居室

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（バリアフリー条例第 3 条に定める特別特定建築物においては、多数の者が利用する居室）をいう。利用居室と、道等、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設を結ぶ部分は、移動等円滑化経路となる。

アルファベット

J I S

日本工業規格のこと。我が国の工業標準化の促進を目的とする工業標準化法に基づき制定される国家規格である。バリアフリー法令においては、建築物特定施設等に設置する標識等は JIS に基づいて整備を行う必要がある。

参考文献：バリアフリー法逐条解説（建築物）2021 年版（日本建築行政会議）

Q&A バリアフリー新法（国土交通省総合政策局政策課・交通消費者行政課）

バリアフリー法施行状況検討会（国土交通省）

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）